

米軍普天間飛行場内における P F O S 等を含む処理水の放出に関する意見書

去る 8 月 26 日、米海兵隊は、普天間飛行場内に貯蔵している P F O S 等を含む汚水について処理を行った上で公共下水道への放出を行った。

汚水の処理に当たっては、先月、米軍が公共下水道への放出計画を明らかにしており、米軍が提供したサンプルを関係機関で調査するなど、日米間で協議を行っている状況であったにもかかわらず、一方的に放出を強行したことは決して許されるものではない。

本市議会においても、去る 7 月 30 日、臨時会で意見書及び決議を可決し、P F O S 等を含む汚水を公共下水道や河川へ絶対に放出しないこと等を求めてきたが、放出が強行されたことに激しい怒りを禁じ得ない。

米軍は、沖縄県に対し放出を行う約 30 分前にメールで通知したほか、処理水の安全性を主張しているが、浄化処理が確実になされていることを確認する手段は担保されておらず、対応を協議している最中に放出を行ったなどを鑑みても到底信頼できるものではない。

P F O S は、生物への蓄積性、発がん性の疑いのある化学物質として、廃絶に向けて国際的に規制されており、国内では製造・使用が原則禁止され、その含有廃棄物は厳格に保管、処理することが示されている。仮に適切に処理されたとしても、風評被害への懸念は残り、著しく市民への配慮に欠けると言わざるを得ない。

よって、本市議会は市民・県民の健康並びに安全で安心な生活を守る立場から、米軍普天間飛行場内における P F O S 等を含む処理水の放出に強く抗議し、下記の事項を要請する。

記

- 一 環境中で分解されにくく、残留性の高い P F O S 等を含む汚水を公共下水道や河川へ絶対に放出しないこと。
- 一 P F O S 等を含む汚水は、従来どおり米軍の責任において焼却処理で行うこと。
- 一 泡消火剤は速やかに P F O S 等を含まない代替品等へ替えること。
- 一 環境汚染につながる物質を含む泡消火剤や燃料等は法令等を遵守し厳格に管理すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 8 日

沖縄県宜野湾市議会